

第 7 回

定時株主総会
招集ご通知

日時

2022年3月28日（月曜日）
午後2時（受付開始 午後1時30分）

場所

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名
選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）の報酬額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報
酬額決定の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2022年3月25日（金曜日）午後5時まで

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、株主の皆様、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」を最優先とし、本総会については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮ください。

本総会へのご出席を控える株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願いいたします。なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載いたします。

目次	招集ご通知	1
	株主総会参考書類	5
	事業報告	22
	連結計算書類	43
	計算書類	46
	監査報告書	49

株式会社東京通信

証券コード：7359

証券コード 7359
2022年3月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番9号
岩徳ビル9階

株 式 会 社 東 京 通 信

代表取締役社長CEO 古 屋 佑 樹

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会の開催につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主の皆様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年3月25日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、**株主の皆様、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」**を最優先とし、本総会については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮ください。
- ・開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。

本総会へのご出席を控える株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等による**事前の議決権行使**をいただきますようお願い申し上げます。なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載させていただきます。

記

1. 日 時 2022年3月28日（月曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビススバルビル5階
3. 目 的 事 項
 - 報告事項 1. 第7期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
4. 議決権行使についてのご案内
 - （1）書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書使用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月25日（金曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。
 - （2）インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使について】をご高覧の上、2022年3月25日（金曜日）午後5時までに行使してください。

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokyo-tsushin.com/ir/library/>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表も含まれております。

Ⅰ 議決権行使のご案内



Ⅰ 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：2022年 3月25日（金曜日）午後5時 到着分まで

議決権行使書のご記入方法
（議決権行使書用紙イメージ）

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
賛	○	○	○	○	○
否	○	○	○	○	○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
賛	○	○	○	○	○
否	○	○	○	○	○

【第1・4・5号議案】

■賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。

■否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

【第2・3号議案】

■全ての候補者に賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。

■全ての候補者を否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

■一部の候補者を否認する場合 → “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



Ⅰ インターネット等で議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2022年 3月25日（金曜日）午後5時 まで

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等によって議決権を行使する場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下のQRコードを読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使のお取り扱い

書面とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使は、2022年3月25日(金曜日)午後5時までに行使されるようお願いいたします。

お問合わせ

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問合わせ先

■ 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120 (768) 524

受付時間 平日 9:00~21:00

■ その他株式に関するご質問等は、下記にお問合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120 (288) 324

受付時間 平日 9:00~17:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ②株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたため、電子提供措置に係る改正会社法の施行日（2022年9月1日）以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。また、現行の株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- ③「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」が成立し、新たに上場会社に場所の定めのない株主総会の開催が認められました（2021年6月16日施行）。多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化及び円滑化につながることから、場所の定めのない株主総会の開催を可能とする所定の変更を行うとともに、この変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- ④その他、法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正及び条数の変更等を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部が変更箇所であります。）

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条（条文省略） 第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）インターネットのアプリケーションの企画、開発および販売 （2）コンピュータソフトウェア、Webシステムの企画、開発および販売 （3）インターネットを利用した通信販売業務 （4）広告業および広告代理業 （5）前各号に掲げる業務に関するコンサルティング業務の受託	第1章 総則 第1条（現行どおり） 第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）インターネットのアプリケーションの企画、開発及び販売 （2）コンピュータソフトウェア、Webシステムの企画、開発及び販売 （3）インターネットを利用した通信販売業務 （4）広告業及び広告代理業 （5）前各号に掲げる業務に関するコンサルティング業務の受託

現行定款	変更案
(6)有価証券の取得および保有 (7)有価証券以外を対象とする投資業務 (8)前各号に附帯または関連する一切の業務 第3条 (条文省略) 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株式 第6条～第8条 (条文省略) 第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3.当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 第11条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。	(6)有価証券の取得及び保有 (7)有価証券以外を対象とする投資業務 (8)前各号に附帯又は関連する一切の業務 第3条 (現行どおり) 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (削除) (2)監査等委員会 (3)会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株式 第6条～第8条 (現行どおり) 第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3.当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 第11条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

現行定款	変更案
第12条 (基準日) 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (条文省略) 第3章 株主総会 第13条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 (新設) 第14条 (招集権者および議長) (条文省略) 第15条 (決議) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. (条文省略) 第16条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主またはその代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 第17条 (株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	第12条 (基準日) 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (現行どおり) 第3章 株主総会 第13条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 <u>2.当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> 第14条 (招集権者及び議長) (現行どおり) 第15条 (決議) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. (現行どおり) 第16条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又はその代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 (削除) 第17条 (株主総会資料の電子提供措置) 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u>

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。 (新設) 第19条（取締役の選任） (新設) 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。 <u>2.当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> (新設) 第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2.補欠または増員として選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	<u>2.当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第4章 取締役及び取締役会 第18条（取締役の員数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>11</u>名以内とする。 <u>2.当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> 第19条（取締役の選任） 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 <u>2.当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</u> <u>3.当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> <u>4.当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> <u>5.選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第20条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第21条 (代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会決議により、取締役の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。	第21条 (代表取締役及び役付取締役) 当社は、取締役会決議により、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。
2.代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役の中から会長、副社長、専務取締役 <u>および</u> 常務取締役を選定することができる。	2.代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から会長、副社長、専務取締役 <u>及び</u> 常務取締役を選定することができる。
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
第23条 (取締役会の招集権者 <u>および</u> 議長) (条文省略)	第23条 (取締役会の招集権者 <u>及び</u> 議長) (現行どおり)
第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。	第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
2.取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2.取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第25条～第26条 (条文省略)	第25条～第26条 (現行どおり)
第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。	第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	第28条 (重要な業務執行の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
第5章 監査役および監査役会	(削除)
第28条 (監査役の数) 当社の監査役は、3名以内とする。	(削除)
第29条 (監査役の選任方法) 当社の監査役は、株主総会において選任する。	(削除)

現行定款	変更案
2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	
第30条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
2.補欠または増員として選任された監査役の任期は、前任者または他の在任監査役の任期の満了の時までとする。	
第31条（常勤監査役） 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	(削除)
第32条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(削除)
2.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	
第33条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。	(削除)
2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	
第34条（監査役会の決議方法等） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
第35条（監査役会規程） 当社の監査役会の運営に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
第36条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
(新設) (新設)	第5章 監査等委員会 第29条 (監査等委員会の招集通知)
(新設)	監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各 監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要が あるときは、これを短縮することができる。 2.監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を 経ないで監査等委員会を開催することができる。 第30条 (監査等委員会の決議方法)
(新設)	監査等委員会の決議は、議決に加わることができる 監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって 行う。 第31条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委 員を選定することができる。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第37条～第38条 (条文省略)	第32条～第33条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
第39条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
第40条 (期末配当) 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主ま たは登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の 配当 (以下「期末配当金」という。)を行う。	第35条 (期末配当) 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は 登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を行う。
第41条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月末日 の最終の株主名簿に記載または記録された株主また は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配 当 (以下「中間配当金」という。)を行うことがで きる。	第36条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月末日 の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登 録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。)を行うことができ る。
第42条 (配当金の除斥期間) 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3年を経過しても受領されないときは、当会社は、 その支払の義務を免れる。	第37条 (配当金の除斥期間) 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、そ の支払の義務を免れる。

現行定款	変更案
(新設) (新設)	附則 <u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新設)	2.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、現行定款第32条（監査役の責任免除）の定めるところによる。 <u>第2条（株主総会の招集に関する経過措置）</u> 変更前定款第13条（招集）の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。
(新設)	<u>第3条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u> 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（株主総会資料の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行日（2022年9月1日）から効力を生ずる。 2.前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3.本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 古屋 佑樹 (1986年11月14日生)	2009年 4 月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社C AM）入社 2015年 5 月 当社設立、代表取締役社長（現任）	210,000株

（取締役候補者とした理由）

古屋佑樹氏は、当社の創業者であり、当社事業の開発、運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。また、当社の代表取締役社長CEOとして経営方針や事業戦略の率案、決定及びその遂行において重要な役割を果たしていることから、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	再任 外川 穰 (1971年12月29日生)	1994年 4 月 株式会社博報堂入社 2000年 3 月 株式会社サイバーエージェント入社 2000年 5 月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社C AM）設立、代表取締役社長 2003年12月 株式会社サイバーエージェント専務取締役 2015年12月 当社代表取締役会長（現任）	173,000株

（取締役候補者とした理由）

外川穰氏は、当社の創業期より、代表取締役会長としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その知識と見識を活かし、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	再任 むらの しんのすけ 村野 慎之介 (1979年11月8日生)	2003年4月 エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社（現大和企業投資株式会社）入社 2004年6月 株式会社GABA社外取締役 2008年2月 株式会社磐梯インベストメンツ入社 2009年1月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社CAM）入社 2012年12月 同社取締役 2016年9月 株式会社Amazon社外取締役（現任） 2018年4月 当社取締役（現任）	54,473株

（取締役候補者とした理由）

村野慎之介氏は、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しているとともに、当社の取締役ＣＦＯとして資本政策及び経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	再任 よこやま よしふみ 横山 佳史 (1977年12月13日生)	2000年4月 株式会社シンプレス入社 2010年4月 株式会社キュー入社 2013年8月 株式会社サイバーゲート入社 2015年6月 当社入社 2019年3月 当社取締役（現任）	500株

（取締役候補者とした理由）

横山佳史は、当社設立時より当事業全般に携わり、当社の取締役ＣＯＯとして当社事業の成長・拡大を牽引してまいりました。今後も当社事業の更なる成長、企業価値の向上のために適任であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	再任 はせがわ ともや 長谷川 智耶 (1987年10月8日生)	2010年4月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社C AM）入社 2018年10月 株式会社サイバーエージェント転籍 2019年6月 Wovn Technologies 株式会社 入社 2020年9月 当社入社 2021年1月 株式会社テクノロジーパートナー取締役（現 任） 2021年3月 当社取締役（現任）	5,000株

（取締役候補者とした理由）

長谷川智耶氏は、新規事業創出に係る豊富な経験と実績を有しており、当社の取締役として新規事業創出の役割を担ってまいりました。今後も当社の新規事業創出を通じて、当社の更なる成長、企業価値の向上のために適任であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	新任 はやかわ しん 早川 晋 (1978年5月11日生)	2002年4月 朝日監査法人アンダーセン（現有限責任あず さ監査法人）入所 2004年10月 株式会社サイバーファーム入社 2007年10月 株式会社DeNA入社 2009年2月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社C AM）入社 2010年10月 同社取締役 2018年10月 株式会社ゼネラルリンク取締役（現任）	- 株

（取締役候補者とした理由）

早川晋氏は、インターネット広告業界において高い専門性と見識を持ち、監査法人での業務経験、豊富な企業経営経験を有しております。今後の当社の新規事業創出等に関する貢献が期待できることから、当社の更なる成長、企業価値の向上のために適任であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	再任 あらい よしひで 新居 佳英 (1974年7月29日生)	1998年4月 株式会社インテリジェンス（現パーソルキャリア株式会社）入社 2000年7月 株式会社インサイトパートナーズ代表取締役 2003年10月 株式会社コビキタスコミュニケーションズ（現株式会社アトラエ）設立、代表取締役（現任） 2019年3月 当社社外取締役（現任）	- 株

（社外取締役候補者とした理由）

新居佳英氏は、企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経緯と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

新居佳英氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

また、当社は、新居佳英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	新任 あかほり まさひこ 赤堀 政彦 (1985年7月4日生)	2009年4月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社C AM）入社 2010年9月 セレンディップ・コンサルティング株式会社 （現セレンディップ・ホールディングス株式会 社）入社 2016年3月 同社取締役 2018年6月 株式会社M I E コーポレーション社外取締役 2019年5月 株式会社マネジメントソリューションズ入社 2020年2月 元嵩管理顧問股份有限公司監察人 2020年6月 株式会社グローバルウェイ取締役（現任）	- 株

（社外取締役候補者とした理由）

赤堀政彦氏は、企業投資、経営再建等の豊富な実務経験及び高い能力・見識を有しており、当社グループのM
& Aの検討、財務及びI R戦略に対して、有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが
期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注）
- 1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2.候補者外川 穰氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 - 3.古屋 佑樹氏、外川 穰氏、村野 慎之介氏、横山 佳史氏、長谷川 智耶氏及び新居 佳英氏の6名は、現在、当社の取締役で
あり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4.会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の
氏名等」に記載のとおりであります。
 - 4.当社と新居 佳英氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締
結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定
が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。本
総会において同氏が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。また、赤堀 政彦氏の選任が承認さ
れた場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 - 5.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む
被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各取締役候補者が取締
役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保
険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4.会社役員に関す
る事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	新任 しばさき かこ 芝崎 香琴 (1976年6月28日生)	2000年10月 中央青山監査法人入所 2006年8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2016年10月 芝崎香琴公認会計士事務所代表（現任） 2018年10月 当社常勤監査役（現任）	- 株

（社外取締役候補者とした理由）

芝崎香琴氏は、公認会計士であり、その経歴を通じて培った財務・会計や内部統制等に関する経験、見識からの視点に基づく助言、牽制を期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、当社は、芝崎香琴氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	新任 たかはし よしんど 高橋 由人 (1940年3月9日生)	1962年4月 野村證券株式会社入社 1985年12月 株式会社野村総合研究所取締役 1994年6月 同社取締役副社長 1996年6月 同社顧問 財団法人野村マネジメントスクール学長 2000年7月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ顧問 (現任) 2000年12月 株式会社ネットプライス (現B E E N O S 株 式会社) 監査役 2007年8月 株式会社セレス監査役 2015年12月 B E E N O S 株式会社社外取締役 (監査等委 員) (現任) 2018年10月 当社監査役 (現任) 2021年3月 株式会社セレス社外取締役 (監査等委員) (現 任)	- 株

(社外取締役候補者とした理由)

高橋由人氏は、金融機関を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しております。その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、当社は、高橋由人氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	新任 くしだ のりあき 串田 規明 (1975年11月11日生)	2004年10月 株式会社シーイー・モバイル（現株式会社C AM）入社 2014年12月 加藤・西田・長谷川法律事務所入所 2017年 2 月 法律事務所スタートライン代表（現任） 2017年 4 月 株式会社マクアケ社外監査役 2018年10月 当社監査役（現任） 2020年12月 株式会社マクアケ社外取締役（監査等委員） （現任）	- 株

（社外取締役候補者とした理由）

串田規明氏は、弁護士であり、その経歴を通じて培った企業法務に関する経験、見識からの視点に基づく助言、牽制を期待して、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

また、当社は、串田規明氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- （注）
- 1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2.当社と芝崎 香琴氏、高橋 由人氏及び串田 規明氏とは、本総会において各取締役候補者の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。
 - 3.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各取締役候補者が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4.会社役員に関する事項 （3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

本議案は、従来の取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮の上、必要かつ合理的な内容であると判断しております。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されまると取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額20百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

本議案は、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、必要かつ合理的な内容であると判断しております。第3号議案が原案どおり承認可決されまると、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

(添付書類) 事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、ワクチン接種の促進による経済活動の回復が期待されているものの、収束ははまだ見通せず、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが事業展開するインターネット広告市場においては、新型コロナウイルスの影響を受けたものの成長を続け、2020年にはマスコミ四媒体広告費に匹敵する2.2兆円規模の市場となりました。インターネット広告費のうち、インターネット広告媒体費は、ビデオ（動画）広告が前年比21.3%増の3,862億円と大きく伸長し、全体で5.6%増の1兆7,567億円となっております（注）。

このような環境の下、当社グループは経営理念を改定いたしました。新たな経営理念として『Digital Well-Being』を掲げ、デジタルサービス、テクノロジーを活用することで、人々の生活と人生をより豊かにするための事業の推進と、中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社グループは、インターネットメディア事業、プラットフォーム事業及びインターネット広告事業を中心に事業活動を推進してまいりました。

主力事業であるインターネットメディア事業は、ハイパーカジュアルゲームアプリについて米国を中心としたグローバル展開を強化し、運用本数の増加による成長を推進してまいりました。

プラットフォーム事業は、2021年4月1日に連結子会社化した株式会社ティファレットが運営する、恋愛や仕事の悩みを抱えるユーザーと、経験豊富な鑑定師をマッチングして鑑定を行う電話占い「カリス」を中心に事業を展開しております。当社グループの広告運用手法やSEO対策の強化を図ることで「カリス」の認知度向上や、新規会員獲得の取り組みを強化してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は47億31百万円（前期比93.2%増）、営業利益は4億65百万円（同21.4%増）、経常利益は4億24百万円（同14.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億2百万円（同4.7%増）、EBITDA（営業利益+のれん償却費+減価償却費）は7億7百万円（同79.1%増）、営業利益率は9.8%（前期は15.6%）となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に関して、業績への大きな影響は見られませんでした。

出所（注）株式会社電通「2020年 日本の広告費」、株式会社D2C、株式会社サイバー・コミュニケーションズ、株式会社電通及び株式会社電通デジタル「2020年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社グループは2021年4月に株式会社ティファレットの全株式を取得し、連結子会社化しました。これに伴い悩みを抱えるユーザーとアドバイザーをマッチングして電話相談を行う「プラットフォーム事業」を開始いたしました。新たな報告セグメントとして「プラットフォーム事業」を追加しております。

また、当連結会計年度より報告セグメントの名称を従来の「アプリ事業」を「インターネットメディア事業」に、「広告代理事業」を「インターネット広告事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(インターネットメディア事業)

インターネットメディア事業は、アプリ1本当たり売上高が減少いたしました。運用本数は増加いたしました。以上の結果、国内向けカジュアルゲームアプリによる売上高は10億14百万円（前期比3.4%増）となりました。

ハイパーカジュアルゲームアプリが主力となるグローバル※1は、運用本数の増加による成長を推進してまいりました。2020年11月から本格的に運用開始した「Save them all」が1年通して好調を維持し、また、2021年リリースのタイトルである「Stop the flow!」や「Make Expression」等も海外ユーザーの新規獲得に加えて、国内ユーザーの利用も拡大し、好調に推移いたしました。以上の結果、売上高は21億44百万円（前期比110.7%増）となりました。

その他、ストック収入※2等による売上高は1億18百万円（前期比18.6%増）となりました。

以上の結果、インターネットメディア事業セグメント合計の売上高は32億78百万円（前期比56.1%増）、セグメント利益は6億78百万円（同41.2%増）となりました。

2021年12月期 実績

	(単位)	国内向け カジュアル ゲームアプリ		グローバル※1		ストック収入※2		合計	
			対前期比 増減率等		対前期比 増減率等		対前期比 増減率等		対前期比 増減率等
運用本数（月平均）	本	241	+59	57	+16	1,875	+110	2,173	+185
アプリ1本当たり売上高 （月平均）	千円	350	△21.9%	3,135	+51.5%	5	+11.6%	125	+42.8%
売上高（a）	百万円	1,014	+3.4%	2,144	+110.7%	118	+18.6%	3,278	+56.1%
広告出稿費（b）	百万円	610	+17.4%	1,586	+101.8%	0	0%	2,196	+68.1%
貢献利益（a） - （b）	百万円	403	△12.4%	558	+140.7%	118	+19.1%	1,081	+36.4%
貢献利益率	%	39.8	△7.2pt	26.0	△3.3pt	100.0	0pt	33.0	△4.8pt

※1 グローバルとは、国内及び海外の「ハイパーカジュアルゲームアプリ」、「海外向けカジュアルゲームアプリ」の合計です。

※2 スtock収入とは、期間経過により収益性が低下したアプリ等で広告出稿せずに自然流入のみでユーザーを獲得し、広告収入を得ているアプリです。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業は、株式会社ティファレトが運営する電話占い「カリス」について、当社グループの広告運用手法を最大活用するためのマーケティング体制の強化とSEO対策に取り組んだ結果、新規ユーザー獲得の効率化と、Google検索エンジンからの自然流入数の向上で効果をあげました。

以上の結果、プラットフォーム事業セグメント合計の売上高は12億73百万円、セグメント利益は1億82百万円、EBITDA（営業利益+のれん償却費+減価償却費）は4億5百万円となりました。

なお、プラットフォーム事業につきましては、当連結会計年度より新たな報告セグメントとして追加したため、対前期増減率については記載しておりません。

(インターネット広告事業)

インターネット広告事業は、主要広告主及びアフィリエイターとのリレーションを深め、ウェブマーケティングによるアフィリエイト広告に加えて、運用型広告によるアプリマーケティングへの取り組みを強化してまいりました。

以上の結果、インターネット広告事業セグメント合計の売上高は1億61百万円（前期比50.9%減）、セグメント利益は51百万円（同78.7%減）となりました。

(その他)

その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。投資事業、スキルオン事業、ソリューションセールス事業、新規事業開発等に取り組んでおります。主要な売上は、スキルオン事業のオンラインフィットネスサービスとソリューションセールス事業のOA機器の販売代理によるものです。スキルオン事業につきましては、これまでオフラインが主流であったフィットネスサービスを、場所や時間の制約がないオンラインにDX（デジタルトランスフォーメーション）化して、SNSで影響力のあるインフルエンサーと企画からサービスの運営、収益面のサポートを共同で取り組んでまいりました。販売費及び一般管理費は、新規事業のための開発費、人件費等が増加いたしました。

以上の結果、その他セグメント合計の売上高は18百万円（前期比13.3%減）、セグメント損失は1億12百万円（前期はセグメント損失30百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額（のれん及び無形固定資産への投資を含む）は2,447百万円であり、その主なものは、株式会社ティファレトの全株式取得によるのれん820百万円及び商標権867百万円、顧客関連資産655百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2021年3月31日に株式会社ティファレトの全株式を取得し子会社化するために株式会社みずほ銀行より20億円の借入を行いました。

(4) 対処すべき課題

①中長期的に成長可能な事業の確立

経営理念を実現し、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するためには、グループ企業各社に対するマネジメントを適切に実行し、グループ企業各社との連携を強化することで各事業の競争力を強化していくことが重要であると考えております。また、グループ経営資源の有効活用とグループシナジーの最大化を図り、中長期的に成長可能な事業の確立に取り組んでまいります。

②海外における事業展開の強化

当社グループが収益規模の拡大を目指すにあたり、国内市場だけではなく、海外市場にも積極的に事業の展開を行っていくことが重要であると考えております。主力事業であるインターネットメディア事業のハイパーカジュアルゲームアプリについては、主要な市場は米国を中心とする海外になります。ハイパーカジュアルゲームアプリは、言語に依存せず直感操作で手軽に遊べることが特徴であり、当社グループは全世界に向けたサービスの開発、提供を推進してまいります。

③事業ポートフォリオの拡充

当社グループは、特定の事業領域に偏ることのない事業ポートフォリオの形成が重要であると考えております。インターネットメディア事業におきましては、ハイパーカジュアルゲームアプリへの取り組みを積極的に推進し、新規事業ではスキルオン事業においてインフルエンサーが課金ビジネスを展開するためのサービスを開始し、また、2021年4月に株式会社ティファレトを買収したことでプラットフォーム事業を新規セグメントとして追加し、事業領域の拡大に努めてまいりました。このように既存事業の事業領域を拡大していくとともに、新規事業への取り組みを強化することやM&Aを実施することで、さらなる成長を図ってまいります。

④優秀な人材の確保と育成

他社との競争に負けない独自性のあるサービス提供を行い、新しい収益基盤の構築を通じた事業ポートフォリオの拡充を目指すためには、専門性に優れた優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。人員計画に基づく採用活動に当たっては、当社グループの経営理念に賛同し、ともに成長しようという意欲と行動力のある人材の確保に努めてまいります。また、社内教育制度の充実を図り、社員の成長をサポートする体制を強化してまいります。

⑤コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

中長期的な企業価値の向上と持続的な成長の実現に向けて、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制のさらなる強化が重要であると考えております。経営の健全性、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を強化するために、内部管理と、コンプライアンス体制の充実・強化を図ってまいります。

⑥新技術の活用

当社グループが属するスマートフォン向けゲーム業界を含むインターネット業界は、技術革新が絶え間なく行われております。最近ではAIやAR・VRといった仮想現実サービス等が開発されており、このような環境のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、様々な新技術に適切に対応していくことが必要不可欠であると考えております。適切なリソース配分のもと、技術研究活動を行い、新技術を活用できる人材獲得・育成に努めてまいります。

⑦M&Aへの対応

当社グループはデジタル領域における事業ポートフォリオの拡充を行っていく上で、M&Aの機会があった場合には、既存事業とのシナジーを考慮した上で、ターゲット企業に対して事業の評価を行い、企業価値の向上に資するM&A戦略を推進してまいります。また、買収後には、ガバナンス強化を行い早期にグループシナジーが実現できる体制を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第4期	2019年度 第5期	2020年度 第6期	2021年度 (当連結会計年度) 第7期
売上高	1,236,847 千円	1,640,088 千円	2,449,000 千円	4,731,506 千円
経常利益	238,769 千円	268,026 千円	369,390 千円	424,000 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	90,576 千円	144,978 千円	193,335 千円	202,414 千円
1株当たり当期純利益	21.06 円	33.72 円	44.61 円	40.99 円
総資産	1,175,001 千円	874,492 千円	1,478,901 千円	4,004,412 千円
純資産	944,025 千円	591,523 千円	931,596 千円	1,134,435 千円
1株当たり純資産額	88.12 円	115.58 円	188.68 円	229.68 円

(注) 当社は、2018年9月28日付で普通株式1株につき200株の割合、2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益、及び1株当たり純資産額については、第4期（2018年度）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第4期	2019年度 第5期	2020年度 第6期	2021年度 (当期) 第7期
売上高	934,102 千円	1,355,691 千円	2,118,367 千円	3,294,614 千円
経常利益	34,761 千円	72,507 千円	160,915 千円	445,929 千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	△8,111 千円	66,006 千円	127,790 千円	79,386 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△1.89 円	15.35 円	29.48 円	16.07 円
総資産	531,026 千円	517,728 千円	1,585,960 千円	3,423,031 千円
純資産	239,528 千円	279,734 千円	1,159,075 千円	1,238,887 千円
1株当たり純資産額	55.70 円	65.05 円	234.75 円	250.83 円

- (注) 1.当社は、2018年9月28日付で普通株式1株につき200株の割合、2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、及び1株当たり純資産額については、第4期（2018年度）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
- 2.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
- 3.当社は第4期に当期純損失を計上しておりますが、これは、関係会社5社に対する金銭債権並びに関係会社3社の投資の回収可能性を鑑みて、貸倒引当金繰入額72,259千円及び関係会社株式評価損33,998千円を計上したこと、並びに有限責任事業組合の出資持分として投資事業組合運用損44,077千円を計上したことによるものであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
M A S K 合同会社	100 千円	100.0 %	国内向けアプリの運用及び管理
f t y 合同会社	100	100.0	ハイパーカジュアルアプリの運用及び管理
B a b a n g i d a 合同会社	100	100.0	海外向けアプリの運用及び管理
株式会社ティファレト	3,000	100.0	プラットフォーム事業
株式会社テクノロジーパートナー	10,000	100.0	アフィリエイト広告代理店事業
株式会社スマートプロダクト	9,000	(100.0)	アフィリエイトサービスプロバイダ

(注) 1.当社の出資比率の()は、間接所有する出資の比率を記載しております。
2.当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ティファレト
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区桜丘町26番地1セルリアンタワー15階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,008,559千円
当社の総資産額	3,423,031千円

③その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社11社及び持分法適用会社2社で構成され、インターネットメディア事業、プラットフォーム事業及びインターネット広告事業を主な事業として取り組んでおります。当社グループのセグメントはインターネットメディア事業、プラットフォーム事業、インターネット広告事業及びその他で構成されております。なお、その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

また、当社グループは2021年4月に株式会社ティファレトの全株式を取得し、連結子会社化しました。これに伴い悩みを抱えるユーザーとアドバイザーをマッチングして電話相談を行う「プラットフォーム事業」を開始いたしました。新たな報告セグメントとして「プラットフォーム事業」を追加しております。

また、第2四半期連結会計期間より、報告セグメントの名称を従来の「アプリ事業」を「インターネットメディア事業」に、「広告代理事業」を「インターネット広告事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

セグメント区分	事業区分	主要な会社	事業概要
インターネットメディア事業	アプリ企画戦略事業	当社	当社グループ各社のアプリ、メディアの企画、開発
	国内カジュアルゲームアプリ事業	M A S K 合同会社 i n Q 合同会社	国内向けアプリ、メディアの運用・管理
	海外カジュアルゲームアプリ事業	B a b a n g i d a 合同会社	海外向けアプリ、メディアの運用・管理
	ハイパーカジュアルゲームアプリ事業	f t y 合同会社	ハイパーカジュアルゲームアプリの運用・管理
プラットフォーム事業	電話相談事業	株式会社ティファレト	電話占い「カリス」の企画・運営
インターネット広告事業	アフィリエイト代理店事業	株式会社テクノロジーパートナー	広告主と媒体のリレーション業務
	アフィリエイトA S P 事業	株式会社スマートプロダクト	A S P（アフィリエイトサービスプロバイダ）の開発、運用（アフィリエイトターの管理）
	S E O 事業	当社	S E O コンサルティングサービス、クリエイティブサービス

セグメント区分	事業区分	主要な会社	事業概要
その他	投資事業	東京通信キャピタル合同会社	T T 1 有限責任事業組合の持分の保有・管理
		T T 1 有限責任事業組合	B A S E P a r t n e r s F u n d 1号投資事業有限責任組合（ファンド）の運用管理
		T T 2 合同会社	b a s e p a r t n e r s 2号投資事業有限責任組合（ファンド）の運用管理
		(持分法適用関連会社) B A S E P a r t n e r s F u n d 1号投資事業有限責任組合	主に高い成長率を有する未上場企業に対する投資活動
		(持分法適用関連会社) b a s e p a r t n e r s 2号投資事業有限責任組合	主に高い成長率を有する未上場企業に対する投資活動
	スキルオン事業、ソリューション事業、その他	当社	スキルオン事業、ソリューション営業、新規事業開発

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区
サテライトオフィス	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
インターネットメディア事業	47名 (4名)	10名増 (1名増)
プラットフォーム事業	0名 (0名)	0名増 (0名増)
インターネット広告事業	6名 (1名)	1名増 (0名増)
その他	9名 (0名)	5名増 (0名増)
全社 (共通)	15名 (0名)	3名増 (0名増)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数欄の () 内は外数であり、臨時従業員（アルバイト）の年間の平均雇用人員数であります。
3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員数であります。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
72名 (4名)	22名増 (1名増)	34.7歳	2.5年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者は含んでおりません。
2. 従業員数欄の () 内は外数であり、臨時従業員（アルバイト）の年間の平均雇用人員数であります。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,812,500千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,310,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,939,205株（自己名義株式99株を含む。）
- (3) 株主数 2,792名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社Y S ホールディングス	2,580,027 株	52.23 %
株式会社monolice	430,000	8.70
古屋佑樹	210,000	4.25
外川穰	173,000	3.50
SHINOSKAL 合同会社	100,000	2.02
村野慎之介	54,473	1.10
楽天証券株式会社	45,400	0.91
サンエイト・P S 1 号投資事業組合	37,500	0.75
株式会社S B I 証券	37,374	0.75
MSCO CUSTOMER SECURITIES	32,400	0.65

(注) 持株比率は、自己名義株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権の状況

- ・新株予約権の数
3,273個
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式16,365株（新株予約権1個につき5株）
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
取締役（社外取締役を除く。）	第2回（350円）	2020年12月1日 ～2030年11月30日	946個	1名
	第3回（800円）	2021年12月1日 ～2031年11月28日	1,827個	2名
社外取締役	第3回（800円）	2021年12月1日 ～2031年11月28日	100個	1名
監査役	第3回（800円）	2021年12月1日 ～2031年11月28日	400個	3名

（注） 2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の種類および数」、「行使価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
外 川 穰	代表取締役会長	
古 屋 佑 樹	代表取締役社長ＣＥＯ (最高経営責任者)	
村 野 慎之介	取締役ＣＦＯ (コーポレート本部責任者)	株式会社Ａｍａｚｉａ 社外取締役
横 山 佳 史	取締役ＣＯＯ (事業本部責任者)	
長谷川 智 耶	取締役	
新 居 佳 英	取締役	株式会社アトラエ 代表取締役
芝 崎 香 琴	常勤監査役	
高 橋 由 人	監査役	ＢＥＥＮＯＳ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社セレス 社外取締役（監査等委員） 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 顧問
串 田 規 明	監査役	株式会社マクアケ 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役新居佳英氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役芝崎香琴氏並びに監査役高橋由人氏及び串田規明氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役芝崎香琴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役串田規明氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役新居佳英氏、監査役芝崎香琴氏、高橋由人氏及び串田規明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役新居佳英氏、監査役芝崎香琴氏、高橋由人氏及び串田規明氏は当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社の取締役及び監査役並びに子会社の取締役であります。

② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用、社内調査費用等について、当該保険契約により補填されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、補填の対象外としています。なお、保険料は全額当社負担となっております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役6名 79,700千円（うち社外1名 2,850千円）

監査役3名 10,605千円（うち社外3名 10,605千円）

(注) 1.取締役の報酬限度額は、2018年2月22日開催の臨時株主総会決議において、年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は2名です。

また、2019年11月29日開催の臨時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、上記の報酬枠とは別枠で年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

2.監査役の報酬限度額は、2018年10月1日開催の臨時株主総会決議において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

また、2019年11月29日開催の臨時株主総会において、監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、上記の報酬枠とは別枠で年額3,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先との関係

取締役新居佳英氏は、株式会社アトラエの代表取締役であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役高橋由人氏は、B E E N O S 株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社セレスの社外取締役（監査等委員）及び株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役串田規明氏は、株式会社マクアケの社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
取締役 新 居 佳 英	当事業年度において開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。上場企業経営者としての豊富な経験と見識を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から助言を行っております。
監査役 芝 崎 香 琴	当事業年度において開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 高 橋 由 人	当事業年度において開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。経営から独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性・正当性を確保するための発言を行っております。
監査役 串 田 規 明	当事業年度において開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,250千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,250 //

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、あるいは監査品質、独立性、監査能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に上程する方針です。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(あ) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び子会社は、透明性の高い健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会常識、モラル等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。

ロ. このコンプライアンス意識の徹底のため、代表取締役社長、取締役ＣＦＯ及び委員長たる代表取締役社長が指名する者で構成され監査役の出席（常勤監査役は必ず出席するものとし、非常勤監査役は必要に応じた出席）のもと開催されるコンプライアンス委員会及びコンプライアンス管理者が各事業部門と連携をとりつつ、コンプライアンス体制整備を全社横断的に実施する。

ハ. 内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行うことで、問題の再発防止に努める。

ニ. 監査役及び内部監査担当者は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。

ホ. 社外取締役の招聘とその役割の発揮により、経営の透明性と公正な意思決定を実施する。

ヘ. 取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、取締役間相互に業務執行を監督する。監査役は取締役会に出席し取締役の業務執行を監査する。

ト. 反社会的勢力及び団体との関係を常に遮断し、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう役員・従業員は行動する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書をはじめその職務の執行に係る重要な情報を法令及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。

ロ. 取締役、監査役がこれらの文書等を常時閲覧できる環境を維持する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. リスク管理規程等を策定し、リスク状況の把握とその適切な評価に努めると共に緊急体制の整備を図り、迅速かつ効果的なリスク体制を整備する。

ロ. 当社グループの事業性を踏まえ、個人情報保護規程、情報セキュリティ管理規程等を定め、当該規程等の環境変化に対応した更新・改正や教育等を行うものとする。

- ハ. 監査役及び内部監査担当者は、連携して各部門のリスク管理状況を監査、定期的に、又は必要に応じて、取締役会及び監査役会に報告する。
- 二. 大規模地震や火災等による当社基幹システムの停止、当社グループのステークホルダーの健康・安全に関わる事故の発生、社内又は社外に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を室長とする緊急事態対策室を設置し、迅速かつ適切な対応のもと、損失、危険の最小化を図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 原則月1回の取締役会、また必要に応じて臨時取締役会及び常務会を開催し、取締役の情報共有と業務に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- ロ. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等により取締役の職務執行に関する権限及び責任を定める。また、必要に応じて見直しを行う。
- ハ. IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを活用することで、意思決定プロセスの迅速化、簡素化を図る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- イ. 当社の内部監査担当者は当社及び子会社各社の内部監査を実施する。
- ロ. 子会社の事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するために、当社が定める関係会社管理規程に基づき当社に事前の承認・報告をする事項を定める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役会の要請により監査役業務補助のため、監査役が指揮権を有する専任スタッフを置くことができる。監査役の指揮権は、取締役の指揮命令は受けない。
- ロ. 当該専任スタッフの人事異動及び考課は、事前に監査役の同意を得るものとする。
- ⑦ 当社取締役、使用人、当社グループ取締役等が当社監査役（会）に報告をするための体制及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. グループ会社の役職員は、監査役の要請に応じ、その職務遂行に関する事項の報告を行う。
- ロ. グループ会社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は重大な法令若しくは社内ルールの違反を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- ハ. 前記報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 二. 内部通報制度の運用状況について定期的に監査役に報告を行う。

- ⑧ 当社監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又はその償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - イ. 監査役は、代表取締役及び他の取締役との間で定期的に意見交換を行う。
 - ロ. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と協議し、実効的に監査を行うことができる体制を確保する。

(い) 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用として実施している主要な取り組みは、次のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取り組み
 - 法令を遵守し、社会的良識に従った健全な企業活動を行うことを当社全体で共有し、周知徹底を図っております。
- ② リスク管理に関する取り組み
 - コンプライアンス委員会において、当社の取り組むべきリスクを特定したうえで、その低減措置を講じる活動を実施しております。
- ③ 経営の健全性・効率性向上に関する取り組み
 - イ. 中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門に経営資源・権限の適切な配分を行ったうえで、重要な業務執行の状況については取締役会等に報告しております。
 - ロ. 役員の担当業務及び各部門等の担当業務及び権限を明確に定めることなどにより、意思決定と業務執行の適正化・迅速化を図っております。
- ④ 内部監査に関する取り組み
 - 年度監査計画に基づき、社内各部門及び子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について定期的な監査を行っております。
- ⑤ 監査役監査に関する取り組み
 - 監査役は、取締役会及び常務会等の重要会議への出席、社外取締役を含むすべての取締役との間の意見交換を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。

当期の株主配当につきましては、事業拡大のための成長投資に充当することを優先し無配としております。利益配分につきましては、今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案した上で業績の動向を踏まえた配当を検討していく方針であり、今後の配当実施の可能性、実施時期については現時点で未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,628,002	流動負債	813,139
現金及び預金	906,052	買掛金	82,886
売掛金	636,132	前受金	5,250
貯蔵品	2,137	未払金	361,463
前払費用	45,063	未払法人税等	81,353
その他	40,832	未払費用	1,057
貸倒引当金	△2,215	預り金	13,232
固定資産	2,376,409	1年内返済予定の	250,000
有形固定資産	76,464	長期借入金	
建物	52,850	ポイント引当金	2,296
車輛運搬具	0	その他	15,598
工具器具備品	23,614	固定負債	2,056,838
無形固定資産	2,177,997	長期借入金	1,562,500
顧客関連資産	557,436	資産除去債務	20,089
商標権	813,482	繰延税金負債	474,248
のれん	751,782	負債合計	2,869,977
ソフトウェア	15,090	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	40,205	株主資本	1,134,435
投資その他の資産	121,947	資本金	471,573
投資有価証券	0	資本剰余金	298
関係会社出資金	20,358	利益剰余金	662,735
敷金及び保証金	78,634	自己株式	△171
繰延税金資産	22,927	純資産合計	1,134,435
その他	26	負債・純資産合計	4,004,412
資産合計	4,004,412		

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,731,506
売上原価		517,815
売上総利益		4,213,691
販売費及び一般管理費		3,748,468
営業利益		465,222
営業外収益		
受取利息	27	
為替差益	37,030	
消費税差額	270	
その他	344	37,672
営業外費用		
支払利息	15,531	
借入手数料	60,907	
持分法による投資損失	2,453	
その他	3	78,894
経常利益		424,000
特別損失		
減損損失	12,252	
投資有価証券評価損	268	12,520
税金等調整前当期純利益		411,480
法人税、住民税及び事業税	248,848	
法人税等調整額	△39,782	209,066
当期純利益		202,414
親会社株主に帰属する当期純利益		202,414

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	471,275	－	460,321	－	931,596	931,596
当期変動額						
新株の発行 （新株予約権の行使）	298	298	－	－	596	596
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	202,414	－	202,414	202,414
自己株式の取得	－	－	－	△171	△171	△171
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	298	298	202,414	△171	202,839	202,839
当期末残高	471,573	298	662,735	△171	1,134,435	1,134,435

（注） 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

計算書類

貸借対照表（2021年12月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,011,501	流動負債	601,554
現金及び預金	434,374	買掛金	3,399
売掛金	422,887	未払金	299,349
貯蔵品	2,137	未払法人税等	36,186
前払費用	23,111	未払費用	1,051
その他	144,775	預り金	11,567
貸倒引当金	△15,785	1年内返済予定の長期借入金	250,000
固定資産	2,411,530	固定負債	1,582,589
有形固定資産	74,100	長期借入金	1,562,500
建物	52,850	資産除去債務	20,089
車輛運搬具	0	負債合計	2,184,144
工具器具備品	21,249	(純資産の部)	
無形固定資産	53,602	株主資本	1,238,887
ソフトウェア	13,397	資本金	471,573
ソフトウェア仮勘定	40,205	資本剰余金	468,573
投資その他の資産	2,283,828	資本準備金	468,573
関係会社株式	2,142,363	利益剰余金	298,912
関係会社出資金	48,373	その他利益剰余金	298,912
敷金及び保証金	78,261	特別償却準備金	1,152
繰延税金資産	14,803	繰越利益剰余金	297,759
その他	26	自己株式	△171
資産合計	3,423,031	純資産合計	1,238,887
		負債・純資産合計	3,423,031

（注） 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損益計算書（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		3,294,614
売上原価		157,476
売上総利益		3,137,138
販売費及び一般管理費		2,955,202
営業利益		181,935
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	270,017	
為替差益	37,030	
業務受託収入	34,320	
その他	73	341,473
営業外費用		
支払利息	15,531	
借入手数料	60,907	
投資事業組合運用損	1,037	
その他	3	77,479
経常利益		445,929
特別損失		
減損損失	12,252	
関係会社株式評価損	252,946	265,198
税引前当期純利益		180,730
法人税、住民税及び事業税	103,699	
法人税等調整額	△2,355	101,344
当期純利益		79,386

（注） 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	471,275	468,275	468,275
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)	298	298	298
特別償却準備金の取崩	－	－	－
当期純利益	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－
当期変動額合計	298	298	298
当期末残高	471,573	468,573	468,573

	株 主 資 本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,728	217,797	219,525	－	1,159,075	1,159,075
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	－	－	－	－	596	596
特別償却準備金の取崩	△576	576	－	－	－	－
当期純利益	－	79,386	79,386	－	79,386	79,386
自己株式の取得	－	－	－	△171	△171	△171
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	△576	79,962	79,386	△171	79,811	79,811
当期末残高	1,152	297,759	298,912	△171	1,238,887	1,238,887

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社東京通信
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸 卓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中山 太一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京通信の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京通信及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社東京通信
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸 卓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中山 太一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京通信の2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社東京通信 監査役会

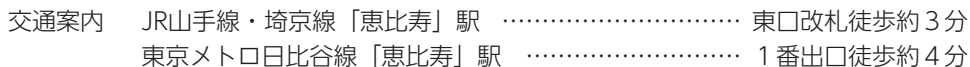
常勤監査役（社外監査役）	芝 崎 香 琴	㊞
社外監査役	高 橋 由 人	㊞
社外監査役	串 田 規 明	㊞

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル 5階



株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、株主の皆様、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」を最優先とし、本総会については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮ください。

本総会へのご出席を控える株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願いいたします。なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載いたします。